

# 平成 28 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	03	01	03	134210	障がい者等相談支援事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-5	福祉の充実			
	施策	3	障がい者福祉の充実			
目的	障がいのある方の福祉サービス利用や日常生活の相談支援					
対象	身体・知的・精神・難病患者等で障がいのある方					
意図	障がいのある方の自立した日常生活及び社会生活を支援するための相談支援を実施する					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
<p>●相談支援事業</p> <p>①相談支援事業委託（支援センターあけぼの、地域活動支援センターしおん、こぶし相談室）</p> <p>②自立支援協議会運営業務委託</p> <p>③各種相談員設置（ろうあ者等相談員、障害者等相談員、身体障害者相談員、知的障害者相談員）</p> <p>④意思疎通支援事業</p> <p>●基幹相談支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合相談、専門相談および相談支援体制の強化</li> <li>地域移行、地域定着支援、権利擁護及び虐待防止に関する事業</li> </ul> <p>●団体補助</p> <p>身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、三障がい連絡会</p>						
市民参画の有無 [ ]						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	○補助・助成	○委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①	相談支援事業所相談件数	件	計画	12,500	13,000	
			実績	13,502	12,775	
②			計画			
			実績			
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①	障がいへの理解が進んでいると思う市民の割合（まちづくり市民アンケート）	%	目標	36.0	38.0	
			実績	30.5	34.4	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり	○ 目標値より低い		

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
相談員の設置と相談支援事業業務委託により相談支援体制の整備を図り、各種相談に対応しているが、対象者及び支援者の高齢化等により相談内容が複雑化するケースが増え、相談員が対応しきれない状況がある。 昨年度、岩手国体後に行われた希望郷いわて大会(全国障がい者スポーツ大会)が岩手県内各地で開催されたことなどにより、市民の障がいへの理解が進んだと思われる。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	障害者総合支援法により市町村の責務として規定された事業である。
	○ 妥当である	
	見直し余地がある 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	障がい者は増加傾向にあり、求められるサービスも多岐にわたっており、今後も支援が必要である。
	○ 向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	相談内容が複雑化し、解決やサービス利用につながるまで時間を要するケースが増加しており、相談支援体制の強化が必要である。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある ○ どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	広報への情報掲載や相談支援事業の実施により障がいサービスの周知をしているが、広く周知されていないこともあり更なる情報提供が必要である。
	○ 受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		

平成 28 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	03	01	03	134210	障がい者等相談支援事業

単位：千円

	27年度 決算額(A)	28年度 決算額(B)	29年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費	40,456	47,233		6,777
財源内訳	国・県	2,118	2,258	140
	地方債			
	その他	800	7,200	6,400
	一般財源	37,538	37,775	237

事業期間	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	-------	------	-----------------

部重点施策における目標  
障がい者が自立した生活を送っています。

事業開始の背景・経緯  
障害者総合支援法に基づく市町村の責務として、相談支援体制を整える

事業概要

- 相談支援事業
  - ①相談支援事業委託（支援センターあけぼの、地域活動支援センターしおん、こぶし相談室）
  - ②自立支援協議会運営業務委託
  - ③各種相談員設置（ろうあ者等相談員、障害者等相談員、身体障害者相談員、知的障害者相談員）
  - ④意思疎通支援事業
- 基幹相談支援センター
  - ・総合相談、専門相談および相談支援体制の強化
  - ・地域移行、地域定着支援、権利擁護及び虐待防止に関する事業
- 団体補助
  - 身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、三障がい連絡会

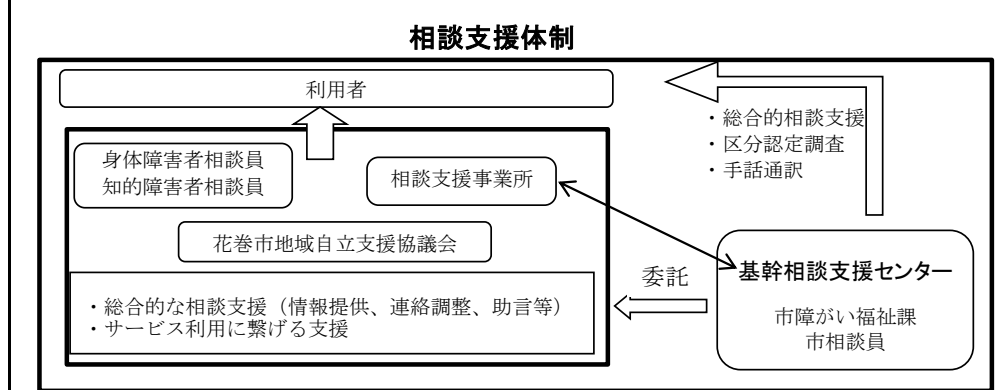
事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

障がい福祉計画に基づき、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置に向け、具体的な調査、検討を行う。

担当部署 部名 健康福祉部 課名 障がい福祉課 担当係長 赤沼 雅仁 内線 517

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。  
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】



- 相談支援事業 38,559千円 (H27 38,251千円)
  - ①相談支援事業委託 27,294千円 (H27 27,006千円)  
委託先:しおん(光林会)、こぶし相談室(ふれあいの里福祉会)  
あけぼの(花巻市社会福祉協議会)
  - ②花巻市地域自立支援協議会運営委託 1,384千円 (H27 1,512千円)  
委託先:あけぼの(花巻市社会福祉協議会)
  - ③相談員設置 9,593千円 (H27 9,586千円)  
障害者等相談員2名、ろうあ者等相談員1名、  
精神障害者生活支援員1名 8,532千円(H27 8,525千円)  
身体障害者相談員19名、知的障害者相談員7名 1,061千円(H27 1,061千円)
  - ④意思疎通支援事業 222千円(H27 124千円)  
手話通訳者・奉仕員派遣  
※相談支援事業・・・障害者総合支援法第2条第1項2(市町村の責務) 【交付税】  
※自立支援協議会・・・障害者総合支援法第89条の2に規定 【交付税】
  - ⑤その他経費 66千円 (H27 23千円)  
費用弁償 18千円 消耗品費48千円
- 基幹相談支援センター 368千円【H28新規事業】【交付税】  
謝礼金 110千円 職員旅費 31千円 消耗品費 4千円 燃料費 10千円  
通信運搬費 20千円 自動車借上料 193千円
- 各種団体補助金 1,106千円 (H27 1,405千円)  
身体障害者福祉協会補助 600千円(H27 600千円)  
三障がい連絡会補助 82千円(H27 82千円)  
手をつなぐ育成会補助 424千円(H27 424千円)
- 障がい児・障がい者支援施設整備事業補助金 7,200千円 (H27 800千円)  
※ 詳細は下記のとおり  
就労支援事業所 新築(1件) 7,200千円

平成 28 年度事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-T	事業名
一般	03	01	03	134210	障がい者等相談支援事業

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること 【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

●障がい者等相談支援事業費（障がい児・者支援施設等整備支援事業 7,200千円）

【事業開始の背景・経緯】

障がい者施設に関しては、利用希望者の増加に伴い整備の必要に迫られている状況であるが、補助金の採択が難しい状況であり、また、施設整備について市独自の支援策が求められていることから本事業を創設するものである。

【事業を展開する上での課題、留意事項】

○障がい福祉サービス提供事業者へのアンケート回答による意見・要望  
施設整備にかかる財政面での支援の要望が1事業所あった。

○障がい者に対する意識調査への回答による意見・要望  
サービスを増やすためにも事業所への行政のバックアップが必要との意見があった。

1 事業内容

障がい児・者の支援を行う施設の整備に対し補助金を交付し、本人の自立を支援する。

2 補助対象者

指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児通所支援事業者の指定を受けている法人

3 補助対象施設

就労移行支援事業、就労継続支援事業、グループホーム、放課後等デイサービス事業、生活介護事業を行う又は行おうとするもので次に掲げる施設

ア 補助対象者が新築する施設

イ 補助対象者が所有し、又は取得し、若しくは借り受けた建物を移築し、又は改築し、若しくは、増築する施設

ウ 補助対象者が既に運営している事業施設を移築し、又は改築し、若しくは増築する施設

補助金上限額設定の根拠

1 社会福祉施設等整備費補助(国県補助)における補助限度額

	就労移行支援事業、就労継続支援事業	グループホーム	放課後等デイサービス	生活介護事業
新築	43,300千円(利用20人以下)	20,700千円(定員4人~10人)	43,300千円(利用20人以下)	43,300千円(利用20人以下)
改築	5,000千円	10,000千円	5,000千円	5,000千円
増築(増員なし)	5,000千円	10,000千円	5,000千円	5,000千円
増築(増員あり)	限度額設定なし(見積もりによる)	限度額設定なし(見積もりによる)	21,800千円	21,800千円

2 上限額設定の考え方

今回補助対象施設として検討している1の施設について、補助が採択された場合の県補助額を新築、改築・増築の場合それぞれ算出し、この県補助額の1/2相当として設定

	就労移行支援事業・就労継続支援事業	グループホーム	放課後等デイサービス	生活介護事業
県				
新築	14,434千円	6,900千円	14,434千円	14,434千円
増改築	1,667千円	3,334千円	1,667千円	1,667千円
市				
新築	7,200千円	3,400千円	7,200千円	7,200千円
増改築	800千円	1,600千円	800千円	800千円